

最低制限価格の見直しについて

令和4年4月1日以降に公告・指名通知を行う入札（予定価格が130万円以上の工事）から、ダンピング対策の更なる徹底と工事の品質確保と担い手の中長期的な育成・確保を目的に、熊本県の算定方法に準じて最低制限価格の算定方法を以下のとおり見直します。

【改正後】

最低制限価格 = 最低制限基準価格 × ランダム係数 (X) ※1円未満切捨て
[範囲：予定価格（税抜き）の75%～92%]

※最低制限基準価格 → (直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費×68%)

※ランダム係数 (X) → $1.00000 \leq (X) \leq 1.01000$ (0.00001刻み)

(注) 最低制限価格が、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）の75%に満たない場合は、予定価格に75%を乗じて得た額（1円未満切捨て）とし、最低制限価格が予定価格の92%を超える場合は、予定価格に92%を乗じて得た額（1円未満切捨て）となります。

【現行】

最低制限価格 = 最低制限基準価格 × ランダム係数 (X) ※1円未満切捨て
[範囲：予定価格（税抜き）の75%～92%]

※最低制限基準価格 → (直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費×55%)

※ランダム係数 (X) → $1.00000 \leq (X) \leq 1.01000$ (0.00001刻み)

(注) 最低制限価格が、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）の75%に満たない場合は、予定価格に75%を乗じて得た額（1円未満切捨て）とし、最低制限価格が予定価格の92%を超える場合は、予定価格に92%を乗じて得た額（1円未満切捨て）となります。

問い合わせ先 あさぎり町役場 総務課
0966-45-1111